

第三十三号

徳島県の事務処理の特例に関する条例の一部改正について

徳島県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十五年二月十八日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

徳島県の事務処理の特例に関する条例（平成十一年徳島県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第六号8中「条例第三十四条において準用する条例第七条第二項」を「同条第二項」に改め、同項中第七号を削り、第八号を第七号とし、同項第九号中「掲げるもの」の下に「（市町村以外の者に係るものに限る。）」を加え、同号1から5までの規定中「（市町村以外の者が行うものに限る。）」を削り、同号を同項第八号とし、同項中第十号を第九号とし、第十一号を第十号とし、同項第十二号中「に基づく事務のうち、同条例」を削り、同号を同項第十一号とし、同項第十三号中「に基づく事務のうち、同法」を削り、同号を同項第十二号とし、同項第十四号を削り、同項第十五号中「に基づく事務のうち、同法」を削り、同号を同項第十三号とし、同項中第十六号を第十四号とし、第十七号を第十五号とし、同条第二項の表七十の項中「三好市」を「美馬市 三好市」に改め、同項を同表八十の項とし、同表中六十九の項を七十九の項とし、六十八の項を七十八の項とし、同表六十七の項8中「条例第四十八条第一項において準用する条例第七条第二項」を「同条第二項」に改め、同項を同表七十七の項とし、同表六十六の項中「六十八の項」を「七十八の項」に改め、同項を同表七十六の項とし、同表中六十五の項を七十五の項とし、六十四の項を七十四の項とし、同項の前に次のように加える。

七十二 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの

藍住町

1 法第九十一条第一項ただし書（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定による土地の立入りの許可

2 法第九十二条第一項の規定による土地の試掘等の許可及び所有者等に対する意見を述べる機会の付与

3 法第九十七条第一項の規定による防災街区整備事業の施行地区内における建築行為等の許可、同条第

<p>二項の規定による施行者の意見の聴取、同条第三項の規定による条件の付加、同条第四項の規定による違反者等に対する原状回復等の命令、同条第五項の規定による原状回復等の代執行及び原状回復等をすべき旨等の公告、同条第七項の規定による土地の形質の変更等の承認並びに同条第八項の規定による施行者の意見の聴取</p> <p>4 法第二百八十三条第一項の規定による防災都市計画施設の区域内における建築の許可並びに同条第三項において準用する都市計画法第五十二条の二第二項の規定による国の機関との協議、同法第七十九条の規定による条件の付加、同法第八十一条第一項の規定による監督処分、同条第二項の規定による措置の代執行及び措置を行うべき旨等の公告並びに同条第三項の規定による公示並びに同法第八十二条第一項の規定による立入検査</p>	<p>藍住町</p>
<p>七十三 マンションの建替えの円滑化等に関する法律(平成十四年法律第七十八号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 法第九条第一項、第三項又は第六項の規定による組合の設立の認可 2 法第十一条第一項(法第三十四条第二項において準用する場合を含む。)の規定による事業計画の縦覧の指示(法第十一条第五項の規定の適用を受ける場合を含む。)、同条第二項(法第三十四条第二項において準用する場合を含む。)の規定による意見書の受理(法第十一条第五項の規定の適用を受ける場合を含む。) 3 法第十四条第一項(法第三十四条第二項において準用する場合を含む。)の規定による組合の設立の認可の公告及び施行マンションの名称等を表示する図書の送付 4 法第二十四条第三項第三号の規定による報告の受理 5 法第二十五条第一項の規定による理事長の氏名等の届出の受理及び同条第二項の規定による理事長の氏名等の公告 6 法第三十四条第一項の規定による定款又は事業計画の変更の認可 7 法第三十八条第四項の規定による組合の解散の認可及び同条第六項の規定による組合の設立の認可の取消し又は組合の解散の認可の公告 8 法第四十一条の二第三項の規定による裁判所に対する意見の陳述又は調査の受託及び同条第四項の規定 	

による裁判所に対する意見の陳述

- 9 法第四十二条の規定による決算報告書の承認
- 10 法第四十五条第一項の規定による個人が施行するマンション建替事業の施行の認可
- 11 法第四十九条第一項（法第五十条第二項及び第五十四条第三項において準用する場合を含む。）の規定によるマンション建替事業の施行の認可の公告及び施行マンションの名称等を表示する図書の送付
- 12 法第五十条第一項の規定による規程若しくは規約又は事業計画の変更の認可
- 13 法第五十一条第三項後段の規定による施行者の変動による規約の認可、同条第六項の規定による施行者の変動の届出の受理及び同条第七項の規定による施行者の変動による規約の認可又は施行者の変動の届出に係る公告
- 14 法第五十三条第一項の規定による審査委員の選任の承認
- 15 法第五十四条第一項の規定によるマンション建替事業の廃止又は終了の認可
- 16 法第五十七条第一項後段（法第六十六条において準用する場合を含む。）の規定による権利変換計画の認可
- 17 法第九十四条第一項又は第三項の規定による管理規約の認可
- 18 法第九十七条第二項の規定による措置命令
- 19 法第九十八条第一項又は第二項の規定による組合の事業等の状況の検査、同条第三項の規定による組合のした処分の取消し等の命令、同条第四項の規定による組合の設立の認可の取消し、同条第五項の規定による総会等の招集、同条第六項の規定による理事等の解任の投票の実施及び同条第七項の規定による議決等の取消し
- 20 法第九十九条第一項の規定による個人施行者の事業等の状況の検査及び個人施行者のした処分の取消し等の命令、同条第二項の規定によるマンション建替事業の施行の認可の取消し並びに同条第三項の規定によるマンション建替事業の施行の認可の取消しの公告

第二条第二項の表六十三の項を削り、同表六十二の項中「という。」の下に「及び特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成五年建設省令第十六号。以下この項において「省令」という。）を加え、同項に次のように加える。

- 7 省令第一条第三号の規定による入居者等の所得金額の認定（地方公共団体が建設する賃貸住宅に係るものを除く。）

- 8 省令第四条第二項の規定による賃貸住宅の戸数の特例の認定
 - 9 省令第七条第三号の規定による賃貸住宅に入居させることが適当である者の認定及び同条第四号の規定による賃貸住宅に入居させることが適当である者の基準の設定
 - 10 省令第九条第二項の規定による入居者の募集方法の決定
 - 11 省令第十一条の規定による入居者の選定の特例の基準及び戸数の設定
 - 12 省令第十五条第一号の規定による賃貸住宅の管理者の基準の設定
 - 13 省令第十六条の規定による賃貸住宅の管理期間の特例の設定
- 第二条第二項の表中六十二の項を七十一の項とし、六十一の項を七十の項とし、六十の項を六十九の項とし、五十九の項を六十八の項とし、同項の前に次のように加える。

<p>六十六 都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 法第八条第一項の規定による緑地保全地域における行為の届出の受理、同条第二項の規定による緑地保全地域における行為の禁止若しくは制限又は措置命令、同条第四項の規定による期間の延長及び届出者への通知、同条第六項の規定による期間の短縮、同条第七項の規定による通知の受理並びに同条第八項の規定による措置についての協議 2 法第九条第一項（法第十五条において準用する場合を含む。）の規定による原状回復等の命令並びに法第九条第二項（法第十五条において準用する場合を含む。）の規定による原状回復等の代執行及び原状回復等を行うべき旨等の公告 3 法第十条第一項（法第十六条において準用する場合を含む。）の規定による損失の補償並びに法第十条第二項（法第十六条において準用する場合を含む。）において準用する法第七条第五項の規定による損失を受けた者との協議及び同条第六項の規定による裁決の申請 4 法第十一条第一項（法第十九条において準用する場合を含む。）の規定による報告の徴収及び法第十一条第二項（法第十九条において準用する場合を含む。）の規定による立入検査等 5 法第十四条第一項の規定による特別緑地保全地区における行為の許可、同条第三項の規定による条件の付加、同条第四項の規定による通知の受理、同条第五項及び第六項の規定による届出の受理、同条第七項 	<p>藍住町</p>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------

<p>の規定による助言又は勧告並びに同条第八項の規定による国の機関又は地方公共団体との協議</p> <p>6 法第十七条第一項の規定による特別緑地保全地区内の土地の買入れ及び同条第二項の規定による土地の買入れの相手方の決定</p>	<p>藍住町</p>
<p>六十七 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律（平成四年法律第七十六号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>1 法第二十一条第一項の規定による拠点整備促進区域内における建築行為等の許可、同条第五項の規定による条件の付加、同条第六項の規定による原状回復等の命令並びに同条第七項の規定による原状回復等の代執行及び原状回復等をすべき旨等の公告</p> <p>2 法第二十二条第一項の規定による土地の買取りの相手方として定めるべきことの申出の受理、同条第二項の規定による土地の買取りの相手方を定める旨の公告、同条第三項の規定による拠点整備促進区域内の土地の買取り、同条第四項の規定による土地を買い取る旨又は買い取らない旨の通知及び同条第五項の規定による通知の受理</p>	
<p>第二十条第二項の表五十八の項を削り、同表五十七の項中「及び次項」を削り、「という。」の下に「、都市再開発法施行令（昭和四十四年政令第二百三十二号。以下この項において「政令」という。）及び都市再開発法施行規則（昭和四十四年建設省令第五十四号。以下この項において「省令」という。）を、「もの」の下に「23、35、44及び45に掲げる事務にあつては、個人施行者、組合、再開発会社又は地方住宅供給公社が施行する市街地再開発事業に係るものに限る。」を加え、同項1中「よる」の下に「第一種市街地再開発事業の」を、「認可」の下に「及び同条第三項（法第七条の十六第二項、第十一条第四項、第三十八条第二項、第五十条の二第二項、第五十条の九第二項及び第五十条の十二第二項において準用する場合を含む。）の規定による市町村長の意見の聴取」を加え、同項2中「（法）」の下に「第七条の十六第二項及び」を、「よる」の下に「第一種市街地再開発事業の」を加え、同項5中「に係る」を「の」に改め、同項7を次のように改める。</p>	
<p>7 法第十一条第一項又は第二項の規定による組合の設立の認可及び同条第三項の規定による事業計画の認可</p> <p>第二十条第二項の表五十七の項13中「個人施行者等に係る」を削り、同13を同項36とし、同36の前に次のように加える。</p> <p>33 法第二十五条第一項又は第二項の規定による組合の事業等の状況の検査、同条第三項の規定による組合のした処分の取消し等の命令、同条第四項の規定による組合の設立の認可の取消し、同条第五項の規定による総会等の招集、同条第六項の規定による理事等の解任の投票の実施及び同条第七項の規定による議決等の取消し</p>	
<p>34 法第二十五条の二第一項又は第二項の規定による再開発会社の事業等の状況の検査、同条第三項の規定による再開発会社をした処分の取消し等の命</p>	

令、同条第四項の規定による市街地再開発事業の施行の認可の取消し及び同条第五項の規定による市街地再開発事業の施行の認可の取消しの公告

35 法第二百二十八条第一項の規定による審査請求に対する裁決

第二条第二項の表五十七の項12を削り、同項11中「事業等」を「個人施行者の事業等」に、「公告」を「第一種市街地再開発事業の施行の認可の取消しの公告」に改め、同11を同項32とし、同32の前に次のように加える。

24 法第九十九条の第三項（法第九十九条の八第五項（法第一百八十八条の二十八第二項において準用する場合を含む。）及び同項において準用する場合を含む。）の規定による特定建築者の決定等の承認

25 法第一百十二条の規定による事業代行の開始の決定

26 法第一百十三条（法第一百八十八条の三十第二項において準用する場合を含む。）の規定による事業代行の開始の公告

27 法第一百四条（法第一百八十八条の三十第二項において準用する場合を含む。）の規定による事業代行

28 法第一百七条第一項（法第一百八十八条の三十第二項において準用する場合を含む。）の規定による事業代行の終了の公告及び通知の受理並びに法第一百七条第三項（法第一百八十八条の三十第二項において準用する場合を含む。）の規定による財産の処分等に関する計画の承認

29 法第一百八条の六第一項後段（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による管理処分計画の認可

30 法第一百八条の三十第一項の規定による事業代行の開始の決定

31 法第二百二十四条第三項の規定による措置命令

第二条第二項の表五十七の項10中「第七十二条第一項後段（同条第四項において準用する場合を含む。）」に改め、同10を同項23とし、同23の前に次のように加える。

14 法第四十八条の二三第三項の規定による裁判所に対する意見の陳述又は調査の受託及び同条第四項の規定による裁判所に対する意見の陳述

15 法第四十九条の規定による決算報告書の承認

16 法第五十条の二第一項の規定による再開発会社が施行する市街地再開発事業の施行の認可

17 法第五十条の八第一項（法第五十条の九第二項、第五十条の十二第二項及び第五十条の十五第二項において準用する場合を含む。）の規定による市街地再開発事業の施行の認可等の公告及び施行地区等を表示する図書の送付

18 法第五十条の九第一項の規定による規準又は事業計画の変更の認可

19 法第五十条の十二第一項の規定による再開発会社の合併若しくは分割又は市街地再開発事業の譲渡及び譲受の認可

20 法第五十条の十四第一項の規定による審査委員の選任の承認

21 法第五十条の十五第一項の規定による市街地再開発事業の終了の認可

22 法第五十八条第一項の規定による施行規程及び事業計画の認可及び変更の認可

第二条第二項の表五十七の項9中「認可」の下に「及び同条第六項の規定による組合の設立の認可の取消し又は組合の解散の認可の公告」を加え、同9を同項13とし、同項中8を12とし、7の次に次のように加える。

8 法第十六条第一項（法第三十八条第二項、第五十条の六、第五十条の九第二項並びに第五十八条第三項及び第四項において準用する場合を含む。）の規定による事業計画の縦覧の指示（法第十六条第五項の規定の適用を受ける場合を含む。）、同条第二項（法第三十八条第二項、第五十条の六、第五十条の九第二項並びに第五十八条第三項及び第四項において準用する場合を含む。）の規定による意見書の受理（法第十六条第五項の規定の適用を受ける場合を含む。）並びに同条第三項（法第三十八条第二項、第五十条の六、第五十条の九第二項並びに第五十八条第三項及び第四項において準用する場合を含む。）の規定による事業計画の修正の命令及び意見書を提出した者への通知（法第十六条第五項の規定の適用を受ける場合を含む。）

9 法第十九条第一項（法第三十八条第二項並びに第五十八条第三項及び第四項において準用する場合を含む。）の規定による組合の設立又は事業計画の認可の公告及び施行地区等を表示する図書の送付並びに法第十九条第二項（法第三十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定による組合の設立の認可の公告及び施行地区を表示する図書の送付

10 法第二十七条第四項第三号の規定による報告の受理及び同条第八項の規定による事業報告書等の受理

11 法第二十八条第一項の規定による理事長の氏名等の届出の受理及び同条第二項の規定による理事長の氏名等の公告
第二条第二項の表五十七の項に次のように加える。

37 政令第四条の二第三項（政令第二十二条の三において準用する場合を含む。）の規定による審査委員の解任の承認

38 政令第十八条第二項の規定による解任の投票の公告

39 政令第十八条第三項において準用する政令第十三条第四項の規定による権限を証する書面の受理、同条第八項の規定による投票の拒否、同条第九項の規定による立会人の意見の聴取、同条第十項の規定による投票の点検及び有効投票数の計算並びに同条第十一項の規定による投票の効力の決定

40 政令第十八条第三項において準用する政令第十四条第一項の規定による解任の投票の結果の公告

41 政令第十八条第三項において準用する政令第十五条第一項の規定による解任投票録の作成、次第の記載及び署名並びに同条第二項の規定による解任投票録の保存

42 政令第十八条第三項において準用する政令第十六条第一項の規定による異議の申出の受理、同条第二項の規定による異議に対する決定、文書の交付及び要旨の公告並びに同条第三項又は第四項の規定による解任の投票の無効の決定

43 政令第四十九条の規定による意見書の要旨の受理

44 政令第五十二条第二項の規定による認定

45 省令第三十九条第二項の規定による公告の内容等の掲示並びに同条第三項及び第五項の規定による公告の内容の掲示

第二条第二項の表五十七の項中「徳島市 三好市」を「徳島市 三好市」に改め、同項を同表六十五の項とし、同表五十六の項中「掲げるもの」の下に「(16から19まで及び21に掲げる事務にあつては、法第三章第一節の開発行為等の規制に関する事務に係るものに限る。)」を加え、同項3中「同条第十四号」の下に「(法第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。)」を加え、同項5中「第三十五条第二項」の下に「(法第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。)」を加え、同項6を次のように改める。

6 法第三十五条の二第一項の規定による開発行為の変更の許可、同条第二項の規定による変更の許可の申請の受理及び同条第三項の規定による軽微な変更の届出の受理

第二条第二項の表五十六の項10中「第四十一条第一項」の下に「(法第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。)」を加え、「同条第二項ただし書」を「法第四十一条第二項ただし書(法第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。)」に改め、同項15中「第四十七条第一項」の下に「(法第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。)」を加え、「同条第二項」を「法第四十七条第二項」に改め、同項17中「(法第三章第一節の開発行為等の規制に関する事務に係るものに限る。)」を削り、同項18中「違反是正のための措置命令」を「監督処分」に、「及び」を「の代執行及び措置を行うべき旨等の」に改め、「(法第三章第一節の開発行為等の規制に関する事務に係るものに限る。)」を削り、同項19及び21中「(法第三章第一節の開発行為等の規制に関する事務に係るものに限る。)」を削り、同項を同表六十四の項とし、同表五十五の項1を次のように改める。

1 法第五十七条の三第一項において準用する法第五十二条の二第一項の規定による土地の形質の変更等の許可及び同条第二項の規定による国の機関との協議

第二条第二項の表五十五の項中5を6とし、4を5とし、同項3中「及び」を「の代執行及び措置を行うべき旨等の」に改め、同3を同項4とし、同項中2を3とし、1の次に次のように加える。

2 法第七十九条の規定による条件の付加(1に掲げる事務に係るものに限る。)

第二条第二項の表五十五の項を六十三の項とし、同表五十四の項1中「又は建築物の建築その他工作物の建設」を「等」に改め、「国が行う行為についての当該」を削り、同項中5を6とし、4を5とし、同項3中「及び」を「の代執行及び措置を行うべき旨等の」に改め、同3を同項4とし、同項中2を3とし、1の次に次のように加える。

2 法第七十九条の規定による条件の付加(1に掲げる事務に係るものに限る。)

第二条第二項の表五十四の項を六十二の項とし、同表五十三の項中「五十六の項」を「六十四の項」に改め、同項中5を6とし、4を5とし、同項3中「及び」を「の代執行及び措置を行うべき旨等の」に改め、同3を同項4とし、同項中2を3とし、1の次に次のように加える。

2 法第七十九条の規定による条件の付加(1に掲げる事務に係るものに限る。)

第二条第二項の表中五十三の項を六十一の項とし、同項の前に次のように加える。

六十 法に基づく事務のうち、次に掲げるもの

1 法第五十九条第一項の規定による市町村が行う都市計画事業の認可、同条第四項の規定による国の機関、都道府県及び市町村以外の者が行う都市計画事業の認可、同条第五項の規定による関係地方公共団体の長の意見の聴取並びに同条第六項（法第六十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定による施設を管理する者等の意見の聴取

藍住町

- 2 法第六十条第一項（法第六十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定による申請書の受理
- 3 法第六十条の二第二項の規定による認可の申請がなされなかった旨の公告
- 4 法第六十二条第一項（法第六十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定による都市計画事業の認可の告示及び図書の写しの送付
- 5 法第六十三条第一項の規定による事業計画の変更の認可
- 6 法第六十四条第一項の規定による地位の承継の承認

第二条第二項の表中五十二の項を五十九の項とし、同表五十一の項中「五十六の項」を「六十四の項」に改め、同項中7を8とし、同項6中「及び」を「の代執行及び措置を行うべき旨等の」に改め、同6を同項7とし、同項中5を6とし、4の次に次のように加える。

5 法第七十九条の規定による条件の付加（1及び4に掲げる事務に係るものに限る。）
 第二条第二項の表中五十一の項を五十八の項とし、同項の前に次のように加える。

五十六 宅地造成等規制法（昭和三十六年法律第九十一号。以下この項において「法」という。）及び宅地造成等規制法施行規則（昭和三十七年建設省令第三号。以下この項において「省令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの

藍住町

- 1 法第八条第一項の規定による宅地造成に関する工事の許可及び同条第三項（法第十二条第三項において準用する場合を含む。）の規定による条件の付加
- 2 法第十条第二項（法第十二条第三項において準用する場合を含む。）の規定による申請者への通知
- 3 法第十一条（法第十二条第三項において準用する場合を含む。）の規定による国又は都道府県が行う宅地造成に関する工事の協議

<p>4 法第十二条第一項の規定による宅地造成に関する工事の計画の変更の許可及び同条第二項の規定による軽微な変更の届出の受理</p> <p>5 法第十三条第一項の規定による工事完了の検査及び同条第二項の規定による検査済証の交付</p> <p>6 法第十四条第一項の規定による工事等の許可の取消し、同条第二項の規定による工事の施行の停止等の命令、同条第三項の規定による宅地の使用の禁止若しくは制限又は措置命令並びに同条第五項（法第十七条第三項において準用する場合を含む。）の規定による必要な措置の代執行及び必要な措置をとるべき旨等の公告</p> <p>7 法第十五条第一項の規定による宅地造成に関する工事の届出の受理、同条第二項の規定による擁壁等に関する工事等の届出の受理及び同条第三項の規定による宅地以外の土地の宅地への転用の届出の受理</p> <p>8 法第十六条第二項の規定による宅地所有者等に対する必要な措置の勧告</p> <p>9 法第十七条第一項の規定による宅地所有者等に対する工事の命令及び同条第二項の規定による不完全な工事等の行為者に対する工事の命令</p> <p>10 法第十八条第一項の規定による宅地又は宅地造成に関する工事の立入検査</p> <p>11 法第十九条の規定による宅地所有者等からの報告の徴収</p> <p>12 省令第三十条の規定による法第八条第一項又は第十二条第一項の規定に適合していることを証する書面の交付</p> <p>五十七 流通業務市街地の整備に関する法律（昭和四十一年法律第百十号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>1 法第五条第一項の規定による流通業務地区における施設の建設等の許可</p> <p>2 法第六条第一項の規定による施設の移転等の命令並びに同条第二項の規定による施設の移転等の代執行及び施設の移転等を行うべき旨等の公告</p>	<p>藍住町</p>
<p>第二条第二項の表中五十の項を五十五の項とし、四十九の項を五十四の項とし、同項の前に次のように加える。</p> <p>五十三 土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（15から18まで及び22に掲げる事務にあつては、個人施行者又は組合が施行する土地区画整理事業に係るものに限る。）</p>	<p>藍住町</p>

- 1 法第四条第一項の規定による土地区画整理事業の施行の認可
- 2 法第九条第三項（法第十条第三項及び第十三条第四項において準用する場合を含む。）の規定による施行の認可等の公告及び施行地区等を表示する図書の送付
- 3 法第十条第一項の規定による規準若しくは規約又は事業計画の変更の認可
- 4 法第十一条第四項後段の規定による規約の認可、同条第七項の規定による施行者の変動の届出の受理及び同条第八項の規定による規約の認可又は届出の受理に係る公告
- 5 法第十三条第一項の規定による土地区画整理事業の廃止又は終了の認可
- 6 法第十四条第一項又は第二項の規定による組合の設立の認可及び同条第三項の規定による事業計画の認可
- 7 法第二十条第一項（法第三十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定による事業計画の縦覧の指示（法第二十条第五項の規定の適用を受ける場合を含む。）、同条第二項（法第三十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定による意見書の受理（法第二十条第五項の規定の適用を受ける場合を含む。）並びに同条第三項（法第三十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定による事業計画の修正の命令及び意見書を提出した者への通知（法第二十条第五項の規定の適用を受ける場合を含む。）
- 8 法第二十一条第三項の規定による組合の設立又は事業計画の認可の公告及び施行地区等を表示する図書の送付並びに同条第四項の規定による組合の設立の認可の公告
- 9 法第二十八条第八項の規定による事業報告書等の受理
- 10 法第二十九条第一項の規定による理事の氏名等の届出の受理及び同条第二項の規定による理事の氏名等の公告
- 11 法第三十九条第一項の規定による定款又は事業計画若しくは事業基本方針の変更の認可、同条第四項の規定による変更の認可の公告及び施行地区等を表示する図書の送付並びに同条第五項の規定による変更の認可の公告
- 12 法第四十五条第二項の規定による組合の解散の認可及び同条第五項の規定による組合の設立の認可の取消し又は組合の解散の認可の公告
- 13 法第四十八条の二第三項の規定による裁判所に対する意見の陳述又は調査の受託及び同条第四項の規定による裁判所に対する意見の陳述

<p>14 法第四十九条の規定による決算報告書の承認</p> <p>15 法第七十六条第一項の規定による施行地区内における土地の形質の変更等の許可、同条第二項の規定による施行者の意見の聴取、同条第三項の規定による条件の付加、同条第四項の規定による原状回復等の命令並びに同条第五項の規定による原状回復等の代執行及び原状回復等をすべき旨等の公告</p> <p>16 法第八十六条第一項の規定による換地計画の認可</p> <p>17 法第九十七条第一項の規定による換地計画の変更の認可</p> <p>18 法第百三条第三項の規定による換地処分届出の受理及び同条第四項後段の規定による公告</p> <p>19 法第百二十四条第一項の規定による個人施行者の事業等の状況の検査及び施行者とした処分の取消し等の命令、同条第二項の規定による施行の認可の取消し並びに同条第三項の規定による公告</p> <p>20 法第百二十五条第一項又は第二項の規定による組合の事業等の状況の検査、同条第三項の規定による組合のした処分の取消し等の命令、同条第四項の規定による組合の設立の認可の取消し、同条第五項の規定による総会等の招集、同条第六項の規定による理事等の解任の投票の実施及び同条第七項の規定による議決等の取消し</p> <p>21 法第百二十七条の二第一項の規定による審査請求に対する裁決</p> <p>22 法第百三十六条の規定による県農業会議及び土地改良区の意見の聴取</p>	
<p>第二十条第二項の表中四十八の項を五十一の項とし、四十七の項を五十一の項とし、同項の前に次のように加える。</p> <p>五十 法に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>1 法第六十六条の規定による水流における工作物の使用等に関する協議の認可</p> <p>2 法第六十六条において準用する法第五十条第二項の規定による土地の所有者等の意見の聴取、同条第三項の規定による意見の聴取に係る通知及び公示並びに同条第五項の規定による認可をした旨の通知及び市町村事務所への掲示</p> <p>3 法第六十六条において準用する法第五十一条（法第六十六条において準用する法第五十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定による土地の使用権の設定又は収用に関する裁定</p> <p>4 法第六十六条において準用する法第五十二条第一項（法第六十六条において準用する法第五十五条第二項及び第五十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定による裁定の申請があった旨の公示及び</p>	<p>吉野川市 阿波市 美馬市 海陽町 藍住町 つるぎ町</p>

通知

- 5 法第六十六条において準用する法第五十三条第二項（法第六十六条において準用する法第五十五条第四項及び第五十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定による収用委員会の意見の聴取並びに法第六十六条において準用する法第五十三条第三項（法第六十六条において準用する法第五十五条第四項及び第五十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定による裁定をした旨の通知及び公示
- 6 法第六十六条において準用する法第五十七条の規定による協議が調った場合の届出の受理
- 7 法第六十六条において準用する法第五十八条第五項ただし書の規定による土地の形質の変更等の承認
- 8 法第六十六条において準用する法第五十九条第二項の規定による損失補償に関する裁定

第二條第二項の表四十六の項中「この項」の下に「及び次項」を加え、同項1中「(法第六十六条において準用する場合を含む。)」を削り、「法第五十条第三項」を「同条第三項」に、「法第五十条第五項」を「同条第五項」に改め、同項2中「(法第六十六条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)」及び同条」を削り、同項3中「、第五十九条第二項（法第六十六条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）」及び同条」を削り、「及び同条」を「及び第五十九条第二項」に改め、同項4中「(法第六十六条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）」、「法」を「及び」に改め、「及び第六十六条」を削り、「、第五十九条第二項」を「及び第五十九条第二項」に改め、同項5及び6中「(法第六十六条において準用する場合を含む。)」を削り、同項8を削り、「美馬市」を「阿波市 美馬市 海陽町 藍住町」に改め、同項を同表四十九の項とし、同表中四十五の項を四十八の項とし、四十四の項を四十七の項とし、四十三の項を四十六の項とし、同表四十二の項中「鳴門市」を「鳴門市 小松島市 吉野川市 阿波市」に、「牟岐町」を「牟岐町 北島町」に改め、同項を同表四十五の項とし、同表四十一の項2及び6中「聴取」を「受理」に改め、同項中「吉野川市 阿波市」に改め、同項を同表四十四の項とし、同表中四十の項を四十三の項とし、三十九の項を四十二の項とし、同表三十八の項中「那賀町」を「那賀町 藍住町」に改め、同項を同表四十一の項とし、同表三十七の項中「那賀町」を「那賀町 藍住町」に改め、同項を同表四十の項とし、同表三十六の項中「北島町」を「北島町 藍住町」に改め、同項を同表三十九の項とし、同表中三十五の項を三十八の項とし、同表三十四の項中「那賀町」を「那賀町 藍住町」に改め、同項を同表三十七の項とし、同表中三十三の項を三十六の項とし、三十二の項を三十五の項とし、三十一の項を三十四の項とし、同表三十の項4中「の規定において」を「において」に改め、同項を同表三十三の項とし、同表二十九の項中「美波町」を「美波町 海陽町」に改め、同項を同表三十二の項とし、同表中二十八の項を三十一の項とし、二十七の項を三十の項とし、同表二十六の項中「及び省令」の下に「並びに条例」を加え、同項を同表二十九の項とし、同表二十五の項1中「第三十四条の十一第一項」を「第三十四条の十二第一項」に改め、同項2中「第三十四条の十三第一項」を「第三十四条の十四第一項」に改め、同項を同表二十八の項とし、同表二十四の項中「二十六の項」を「二十九の項」に、「二十七の項」を「三十の項」に改め、「省令」という。）」の下に「並びに児童福祉法施行条例（平成十二年徳島県条例第九号。二十九の項において「条例」という。）」を加え、同項1中「第三十四条の十一第一項」を「第三十四条の十二第一項」に改め、同項2中「第三十四条の

十三第一項」を「第三十四条の十四第一項」に改め、同項を同表二十七の項とし、同表中二十三の項を二十六の項とし、十八の項から二十二の項までを三項ずつ繰り下げ、同表十七の項中「二十の項、二十一の項、二十四の項及び二十五の項」を「二十三の項、二十四の項、二十七の項及び二十八の項」に、「市町村」を「町村」に、「徳島市 鳴門市 小松島市 阿南市 吉野川市 阿波市 美馬市 三好市 勝浦町」を「勝浦町」に改め、同項を同表二十の項とし、同項の前に次のように加える。

十九 法第七十条の規定による社会福祉事業を営業者からの報告の徴収又は当該職員による施設等の検査
その他事業経営の状況の調査（社会福祉法人としての市町村社会福祉協議会に係るものに限る。）

徳島市 鳴門市 小松島市 阿南市 吉野川市 阿波市 美馬市 三好市 上勝町 石井町 那賀町 牟岐町 美波町 海陽町 松茂町 北島町

第二條第二項の表十六の項中「二十二の項」を「二十五の項」に改め、11を削り、「徳島市 鳴門市 小松島市 阿南市 吉野川市 阿波市 美馬市 三好市 上勝町」を「上勝町」に、「美波町 海陽町」に改め、同項を同表十八の項とし、同表中十五の項を十七の項とし、同表十四の項中「に基づき事務のうち、同法」を削り、同項を同表十六の項とし、同表中十三の項を十五の項とし、十二の項を十四の項とし、十一の項を十三の項とし、同表十の項中「三好市」を「三好市 海陽町」に改め、同項を同表十二の項とし、同表中九の項を十一の項とし、同表八の項中「もの」の下に「(当該市町村の区域内のみ事務所を設置する特定非営利活動法人に係るものに限る。)」を加え、同項3中「受理」の下に「及び法第十三条第三項(法第三十九条第二項において準用する場合を含む。)」の規定による法人の設立の認証の取消し」を加え、同項8中「受理及び」を「受理、」に改め、「届出の受理」の下に「及び同条第七項の規定による登記事項証明書の受理」を加え、同項中「美馬市」を「美馬市 那賀町」に改め、同項を同表十の項とし、同表中七の項を九の項とし、四の項から六の項までを二項ずつ繰り下げ、三の項の次に次のように加える。

四 水道法（昭和三十二年法律第七十七号。以下この項及び次項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの	勝浦町 上勝町 佐那河内村 石井町 神山町 那賀町 牟岐町 美波町 海陽町 松茂町 北島町 藍住町 板野町 上板町 つるぎ町 東みよし町
1 法第三十二条の規定による専用水道に係る工事着手前の確認	
2 法第三十三条第一項の規定による専用水道に係る確認の申請の受理、同条第三項の規定による申請書の記載事項の変更の届出の受理及び同条第五項の規定による通知	
3 法第三十四条第一項において準用する法第十三条第一項の規定による専用水道の設置者からの給水開始前の届出の受理	
4 法第三十四条第一項において準用する法第二十四条の三第二項の規定による専用水道の設置者からの業	

<p>務の委託の届出の受理</p> <p>5 法第三十六条第一項の規定による専用水道の設置者に対する改善の指示及び同条第二項の規定による勸告</p> <p>6 法第三十七条の規定による専用水道の設置者に対する給水停止命令</p> <p>7 法第三十九条第二項の規定による専用水道の設置者からの報告の徴収及び当該職員による立入検査</p>	
<p>五 法に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>1 法第三十六条第三項の規定による簡易専用水道の設置者に対する必要な措置を採るべき旨の指示</p> <p>2 法第三十七条の規定による簡易専用水道の設置者に対する給水停止命令</p> <p>3 法第三十九条第三項の規定による簡易専用水道の設置者からの報告の徴収及び当該職員による立入検査</p>	<p>海陽町</p>

附則

- 1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に改正後の第二条第二項の表の上欄に掲げる事務に係る法令若しくは条例若しくは規則（以下「法令等」という。）の規定により知事がした処分その他の行為又はこの条例の施行の際現に当該事務に係る法令等の規定により知事に対してされている申請その他の行為で、施行日以後においては同表の下欄に掲げる市町村の長が管理し及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における当該事務に係る法令等の適用については、当該市町村の長のした処分その他の行為又は当該市町村の長に対してされた申請その他の行為とみなす。

提案理由

地方自治法の規定による市町村の長との協議に基づき、知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理することとする等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。